

2017年6月9日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## 67の国・地域がBEPS 防止措置実施条約に 署名

### EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

[www.ey.com/taxalerts](http://www.ey.com/taxalerts)

2017年6月7日、OECDのBEPS対策における新たな多数国間協定の調印式がパリで開催され、日本を含む67の国・地域が「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」(BEPS防止措置実施条約)に署名しました。

OECDのBEPS行動15における多数国間協定は、租税条約関連のBEPS措置を可能な限り迅速かつ一貫性のある方法で、既存の二国間・地域租税条約に導入することを目指すOECDの取組みの重要項目となります。

詳細内容につきましては、後日改めてアラートを配信する予定です。

ご参考までに過去に発行した以下のアラートをご覧ください。

1. 2016年12月7日付、Japan tax alert「OECDがBEPS行動15における二国間租税条約改定のための多国間協定を発表」  
<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/japan-tax-alert-20161207.html>
2. 2016年10月5日付、Japan tax alert「経済協力開発機構(OECD)税源浸食と利益移転(BEPS)プロジェクトに係る最終レポート」  
<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/japan-tax-alert-20151020.html>

\*署名国の数について、OECDの発表では香港を含む68の国・地域となっています。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

## EY税理士法人

西田 宏之

パートナー

+81 3 3506 2026

hiroyuki.nishida@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

### EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

#### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

#### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20170609

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家に相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)